

【中央会からのお知らせ】
台風第 19 号に対応した県制度融資について

県では、中小企業者等の資金繰り円滑化のため、県制度融資において、自然災害による損害を受け、経営の安定に支障を生じている中小企業者等を対象として、セーフティネット資金（経営支援枠・自然災害要件）を設けていますが、この他にも、一時的な資金需要に対応した小規模企業者向けの短期事業資金、借換のための事業再生資金等、幅広いニーズに対応した制度を用意しています。詳細は以下をご覧ください。

お問い合わせ先
創業・経営支援課金融係 TEL:025-280-5240 FAX:025-285-3783

(1) 中小企業金融相談窓口(常設)

被災した事業所の経営の安定を図るため、相談窓口を設置しています。

- ・県庁内(創業・経営支援課内専用電話)
- ・電話番号:025-285-6887
- ・対応日時:平日8:30~17:30

(2) 利用可能な主な県制度融資

① セーフティネット資金(経営支援枠・自然災害要件)

[要件] 自然災害により直接に被害を受けた中小企業者
[融資条件][限度額] 3,000 万円(セーフティネット資金の他の要件と別枠)
【使 途】 運転資金・設備資金
【期 間】 7年以内(うち据置2年以内)
【利 率】 融資期間3年以内 年1.15%
 融資期間3年超5年以内 年1.35%
 融資期間5年超7年以内 年1.55%
【保 証】 新潟県信用保証協会の信用保証付き

※ 次のような損害は対象外

- ・直接被害を受けていない状態で生じる損害

(例) 交通事情悪化による商品等の入荷遅れ・出荷遅れ等による損害
従業員の出勤率低下等による稼働率低下に伴う生産額減少
風評による客足減少による売上減、等

② 短期事業資金

[要件] 一時的な運転資金の需要が生じた小規模企業者
[融資条件][限度額] 500 万円
【使 途】 運転資金
【期 間】 1年以内
【利 率】 年1.50%
【保 証】 新潟県信用保証協会の信用保証付き